

厚生労働省告示第二百十五号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき、児童福祉法施行令第二十七条の十一第二項第三号の規定に基づき食事及び居住に要する費用以外のその他日常生活に要する費用の額として厚生労働大臣が定める額（平成十八年厚生労働省告示第五百六十三号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子